

平成18年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡充され、併せて、所得制限が引き上げられます。

認定請求の手続きが必要になります

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様
（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）

これまで、その児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特に手続きをする必要はありません。これに該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要になります。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給し

ていない保護者の方は、認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は、額改定認定請求の手続きが必要となります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していなかった保護者の皆様

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

■認定請求に必要な添付書類
・健康保険被保険者証などの写し（申請者が厚生年金などの加入者の場合）
・所得証明書（その市町村にその年の1月1日に住所がなかった場合） など

※詳しくは市児童福祉課（公務員の方は勤務先）にお問い合わせください。

児童手当制度の概要

☆児童手当の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に貢献するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に役立てることを目的としています。

☆児童手当制度の仕組み

●支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

●支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主な生計維持者が申請

し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。

●支給月額

- ・第1子 5千円
- ・第2子 5千円
- ・第3子以降 1万円

●支払時期

児童手当は原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

平成18年度 所得制限限度額

国民年金加入者	扶養親族などの数	所得制限限度額
	0人	460万円
	1人	498万円
	2人	536万円
	3人	574万円
	4人	612万円
	5人	650万円
厚生年金などの加入者	扶養親族などの数	所得制限限度額
	0人	532万円
	1人	570万円
	2人	608万円
	3人	646万円
	4人	684万円
	5人	722万円

◆受付場所及び 問い合わせ先

市伊奈庁舎児童福祉課
☎ 58 - 2111（内線1163）